

## 参考資料

### 1. 平成25年度までに「達成」した事業

前期アクションプランに掲げた事業で、平成25年度までに達成した事業は、以下のとおりです。  
 なお、一部の事業は、引き続き後期アクションプラン事業に位置づけています。

アクションプラン事業の名称	成 果
景観法に基づく制度の活用	さいたま市景観計画策定(平成22年4月)
下水道汚水事業	下水道普及率 90.9%
遊歩道の整備	下落合環境空間緑道の整備(平成24年度)
見沼たんぼ・さいたま&市民ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・私の好きな見沼たんぼ写真コンクールの実施</li> <li>・「見沼たんぼ広報室」の実施</li> <li>・「見沼たんぼクリーンウォーク」の実施</li> </ul>
斜面林や見沼代用水等を活用した憩いの場所整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・斜面林の新規開放数 3箇所(平成24年度末)</li> <li>・休憩施設の新規整備数 5箇所(平成24年度末)</li> </ul>
緑化に関する協議	協議によって創出した緑地 79.4ha
建築物緑化助成事業	創出された緑地 2,563.92 m <sup>2</sup>
高沼遊歩道整備事業	完成(平成21年度)
花と緑のまちづくり推進事業	市内すべての駅等で事業を実施
公共施設の緑のカーテンづくり	区役所、公民館、支所等の171施設で実施(平成25年度)
公共施設の屋上緑化・壁面緑化	累計36箇所(平成24年度末)
学校の芝生の維持管理	平成22年度に維持管理システムを構築
保育園の芝生化	すべての市立保育園の園庭を芝生化
学校の緑のカーテン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市立小・中・高等学校及び特別支援学校の全校に設置</li> <li>・みどりのカーテンコンテストの実施</li> </ul>
家庭の緑のカーテン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゴーヤの種の配布</li> <li>・講習会の実施</li> </ul>
普通河川改修事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東宮下雨水渠総延長:1,411m(平成23年度末)</li> <li>・滝沼川堤外水路総延長:800m(平成23年度末)</li> <li>・東宮下調節池整備事業:供用開始</li> </ul>
「区の花」の制定	全区で「区の花」を制定(平成23年3月)
未利用市有地を活用した緑地化	累計4箇所(平成25年度末)
ネーミングライツの促進	2施設の命名権を売却継続
市民農園整備事業	市民農園数 74箇所(見沼たんぼ内 7箇所)

## 2. 後期アクションプラン事業一覧

課所室	アクションプラン事業	視点		基本方針	個別方針	推進 施策	ページ	
		1	2					
市民活動支援室	市民活動等支援事業			基本方針4	(3)	③	63	
大宮盆栽美術館	盆栽文化振興事業			基本方針2	(3)	①	36	
環境総務課	環境教育・学習推進事業	●	●	基本方針2	(6)	②	43	
	自然環境・水環境保全事業			基本方針4	(3)	①	62	
環境対策課	事業場排水の水質検査			基本方針3	(5)	①	54	
	自然環境・水環境保全事業			基本方針1	(1)	⑤	26	
	環境影響評価の実施			基本方針3	(5)	①	54	
農業政策課	地産地消事業			基本方針4	(5)	①	66	
				基本方針1	(3)	②	30	
	都市農業担い手育成事業			基本方針2	(2)	①	35	
				基本方針1	(3)	②	30	
	市民農園、栽培収穫体験農園の支援事業		●	基本方針1	(3)	②	30	
				基本方針2	(2)	②	35	
農情報ガイドブック・マップ作成事業		●	基本方針4	(2)	④	61		
都市計画課	農情報ガイドブック・マップ作成事業	●		基本方針4	(1)	①	56	
	景観重要樹木の指定			基本方針2	(1)	①	32	
	地区計画による生垣設置の推進			基本方針2	(5)	①	40	
都市公園課	景観啓発事業の推進			基本方針2	(5)	③	41	
			●	基本方針4	(3)	①	62	
都市公園課	身近な公園整備事業			基本方針1	(1)	①	21	
				基本方針1	(1)	②	22	
				基本方針1	(1)	③	23	
				基本方針1	(1)	④	24	
				基本方針1	(4)		31	
				基本方針2	(4)	①	38	
				基本方針2	(4)	②	39	
				基本方針3	(1)	②	48	
				基本方針3	(2)	⑤	50	
				基本方針3	(4)	①	53	
				基本方針3	(5)	②	55	
				基本方針4	(2)	③	60	
		(仮称)セントラルパーク整備事業	基本方針1			(1)	①	21
					(1)	④	25	
					(2)	①	27	
					(2)	③	28	
	加田屋地区自然環境公園整備事業		基本方針1			(1)	①	21
			基本方針1			(2)	①	27
	見沼通船堀公園整備事業		基本方針1			(1)	①	21
			基本方針1			(2)	①	27
	秋葉の森総合公園整備事業				基本方針1	(2)	①	27
	与野中央公園整備事業		基本方針1			(2)	①	27
			基本方針1			(2)	③	28
	公園の芝生化				基本方針2	(4)	②	39
	市民意向を把握した整備・再整備方針の策定		基本方針2			(4)	②	39
			基本方針4			(2)	③	60
	指定管理者制度の活用			基本方針4	(2)	③	60	
ネーミングライツの促進			基本方針4	(2)	③	60		

課所室	アクションプラン事業	視点		基本方針	個別方針	推進 施策	ページ	
		1	2					
みどり推進課	特別緑地保全地区の指定検討			基本方針1	(1)	①	20	
				基本方針1	(1)	②	22	
				基本方針1	(1)	③	23	
				基本方針1	(1)	④	24	
				基本方針1	(1)	⑤	26	
				基本方針1	(3)	①	29	
				基本方針1	(4)		31	
				基本方針2	(1)	①	32	
				基本方針2	(1)	②	34	
				基本方針2	(3)	②	36	
				基本方針3	(1)	①	47	
				基本方針3	(5)	①	54	
				基本方針4	(2)	④	61	
			自然緑地の保全・整備事業			基本方針1	(1)	①
				基本方針1	(1)	②	22	
				基本方針1	(1)	③	23	
				基本方針1	(1)	④	24	
				基本方針1	(1)	⑤	26	
				基本方針1	(3)	①	29	
				基本方針1	(4)		31	
				基本方針2	(1)	①	32	
				基本方針2	(1)	②	34	
				基本方針2	(3)	②	36	
				基本方針3	(1)	①	47	
				基本方針3	(5)	①	55	
				基本方針4	(2)	④	61	
		みどり愛護会の活動支援				基本方針1	(1)	①
				●	基本方針1	(3)	①	29
					基本方針2	(1)	①	32
					基本方針4	(2)	④	61
					基本方針4	(3)	③	63
		緑化に関する協議			基本方針1	(1)	②	22
					基本方針1	(1)	③	23
					基本方針1	(1)	④	24
					基本方針2	(5)	③	41
					基本方針2	(5)	④	41
					基本方針2	(6)	③	44
					基本方針2	(6)	④	44
					基本方針2	(6)	⑤	45
					基本方針2	(6)	⑥	46
					基本方針3	(1)	②	48
					基本方針3	(2)	⑤	50
		緑化地域の指定検討			基本方針4	(5)	①	66
					基本方針1	(1)	④	25
					基本方針2	(5)	①	40
					基本方針2	(6)	⑥	46
					基本方針3	(1)	②	48

課所室	アクションプラン事業	視点		基本方針	個別方針	推進 施策	ページ	
		1	2					
みどり推進課	花いっぱい運動の活動推進		●	基本方針1	(1)	④	25	
				基本方針2	(5)	④	41	
				基本方針2	(6)	②	43	
				基本方針4	(2)	②	59	
				基本方針4	(2)	③	60	
				基本方針4	(3)	③	63	
				基本方針4	(5)	②	67	
	保存樹木の指定				基本方針2	(1)	①	32
					基本方針2	(3)	②	37
					基本方針2	(3)	③	37
					基本方針2	(6)	③	44
					基本方針4	(4)	②	65
	税の優遇措置などの情報提供				基本方針2	(1)	①	33
					基本方針2	(1)	②	34
					基本方針4	(4)	②	65
	生産緑地に関する情報の提供				基本方針2	(2)	①	35
	生産緑地地区の指定				基本方針2	(2)	①	35
	風致地区の保全	●	●		基本方針1	(1)	④	24
	公共施設緑化マニュアル				基本方針2	(4)	②	39
					基本方針2	(6)	①	42
					基本方針2	(6)	②	43
					基本方針3	(1)	①	47
					基本方針3	(2)	①	49
					基本方針3	(2)	②	49
					基本方針3	(2)	④	50
					基本方針3	(2)	⑥	51
					基本方針3	(3)	②	52
					基本方針3	(3)	③	52
					基本方針3	(5)	②	55
	みどりの街並みづくり助成事業			●	基本方針2	(5)	①	40
					基本方針2	(6)	③	44
					基本方針2	(6)	④	44
					基本方針2	(6)	⑤	45
			基本方針2		(6)	⑥	45	
			基本方針3		(1)	②	48	
			基本方針4		(4)	②	65	
公共施設の緑のカーテンづくり				基本方針2	(6)	①	42	
公共施設の屋上緑化・壁面緑化				基本方針2	(6)	①	42	
				基本方針2	(6)	⑥	45	
公共用地における樹木等の 管理ガイドライン(指針)の策定				基本方針2	(6)	①	42	
				基本方針3	(2)	④	50	
				基本方針4	(2)	③	60	
家庭の緑のカーテン		●		基本方針2	(6)	⑥	45	
屋上緑化・壁面緑化に関する 情報提供の充実	●			基本方針2	(6)	⑥	46	
生け垣助成制度			●	基本方針3	(2)	⑥	51	
				基本方針4	(4)	②	65	
緑に関する広報活動	●			基本方針4	(1)	①	56	

課所室	アクションプラン事業	視点		基本方針	個別方針	推進 施策	ページ	
		1	2					
みどり推進課	ガイドブックなどの発行	●		基本方針4	(1)	①	56	
				基本方針4	(1)	③	57	
	緑化活動等の 地図による情報の提供	●		基本方針4	(1)	①	56	
	みどりの功労賞表彰の実施	●	●	基本方針4	(1)	②	57	
	シビックグリーンさいたまの開催	●	●	基本方針4	(1)	③	57	
	みどりの祭典の開催	●	●	基本方針4	(1)	③	57	
	緑の現況調査の実施			基本方針4	(1)	④	58	
	オープンガーデンの推進	●	●	基本方針4	(2)	①	58	
	未利用市有地を活用した緑地化			基本方針4	(2)	②	59	
	花と緑のパイロット事業		●		基本方針4	(3)	②	62
					基本方針4	(3)	③	63
					基本方針4	(4)	②	65
	花づくり講習会			基本方針4	(3)	②	62	
	記念樹贈呈事業		●	基本方針4	(4)	②	65	
制度拡充に伴う条例などの整備			基本方針4	(4)	③	66		
見沼田圃政策 推進室	見沼田圃基本計画推進事業	●	●	基本方針1	(1)	①	20	
				基本方針1	(1)	④	25	
				基本方針1	(4)		31	
				基本方針4	(1)	①	56	
	サクラサク見沼たんぼプロジェクト 推進事業	●	●	基本方針1	(1)	①	21	
			基本方針4	(4)	①	64		
氷川参道対策室	氷川参道整備事業			基本方針1	(1)	④	24	
大宮駅東口 まちづくり事務所	大宮駅周辺地域戦略ビジョン推進 事業			基本方針1	(1)	④	25	
道路計画課	都市計画道路の緑化推進			基本方針1	(1)	④	24	
				基本方針2	(5)	④	41	
				基本方針3	(1)	②	48	
				基本方針3	(2)	①	49	
				基本方針3	(2)	⑥	51	
				基本方針3	(3)	②	52	
				基本方針3	(4)	③	53	
河川課	高沼用水路整備事業			基本方針1	(1)	④	25	
				基本方針3	(4)	③	53	
下水道計画課	下水道汚水事業			基本方針1	(1)	⑤	26	
学校施設課	学校の緑のカーテン			基本方針2	(6)	②	43	
	学校の芝生の維持管理			基本方針2	(6)	②	43	
指導1課	環境教育・学習推進事業	●	●	基本方針2	(6)	②	43	
				基本方針4	(3)	①	62	
文化財保護課	歴史的資源の活用			基本方針1	(1)	①	21	
				基本方針2	(3)	③	37	
	田島ヶ原サクラソウ自生地の保護			基本方針1	(1)	②	22	
生涯学習総合 センター	緑環境講座の充実			基本方針4	(1)	③	58	

### 3. 策定体制と策定経緯

#### (1) 策定体制

##### ●さいたま市花とみどりのまちづくり審議会 名簿

＜任期：平成25年11月2日～平成27年11月1日＞

氏名	職業等
柳井 重人（会長）	千葉大学大学院園芸学研究科准教授
上田 理江	プランツコーディネーター
坂田 澄代	埼玉県立いずみ高等学校教諭
堀江 典子	佛教大学社会学部公共政策学科准教授
八木澤 順治	埼玉大学大学院理工学研究科助教
中澤 佑子	さいたま市花いっぱい運動推進会理事
長澤 義則	さいたま市みどり愛護会副会長
池上 憲二	市民公募委員
黒岩 修	市民公募委員
能勢 和彦	国土交通省関東地方整備局建政部都市整備課長

##### ●後期アクションプラン事業 担当課所室

局	部	課所室
市民・スポーツ文化局	市民生活部	コミュニティ推進課市民活動支援室
	スポーツ文化部	大宮盆栽美術館
環境局	環境共生部	環境総務課
		環境対策課
経済局	経済部	農業政策課
都市局	都市計画部	都市計画課
		都市公園課
		みどり推進課
		みどり推進課見沼田圃政策推進室
	都心整備部	計画管理課氷川参道対策室
		大宮駅東口まちづくり事務所
建設局	土木部	道路計画課
		河川課
	下水道部	下水道計画課
教育委員会	管理部	学校施設課
	学校教育部	指導1課
	生涯学習部	文化財保護課
	生涯学習総合センター	

## (2)策定経緯

### ●さいたま市花とみどりのまちづくり審議会 開催経緯

平成26年度

開催日		内容
第1回	平成26年8月22日(金) 浦和コミュニティセンター 第13集会室	緑の基本計画次期アクションプランの策定について
第2回	平成26年11月21日(金) 北浦和ターミナルビル カルタスホール 第2会議室	緑の基本計画後期アクションプランの策定について
第3回	平成27年1月23日(金) 浦和コミュニティセンター 第13集会室	緑の基本計画後期アクションプランの策定について

## 4. 用語解説

### 【 あ 】

- ESD Education for Sustainable Development の略で「持続可能な開発のための教育」と訳される。現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動のこと。
- エコロジカル・ネットワーク 生態系の保全・再生を図るために、生き物の生息・生育空間となる緑を中心として、生態学的に好ましい環境を有機的に連結するシステム。
- エコファーマー 平成 11 年に施行された。環境に調和した農業に取り組み、持続農業法(持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律)に基づいて知事に認定された農業者のこと。
- NPO 民間非営利団体。自発的に公益的な活動を行う民間団体をいう。
- エリアマネジメント 建築物や施設ごとに行われてきた様々なサービスを、地域や街区といったエリアに発展させていく考え方、仕組みのこと。
- オープンガーデン 私有地の庭などを開放し、不特定の鑑賞者を受け入れる仕組み。
- オープンスペース 公園・広場・河川・農地など、建築物などによって覆われていない土地の総称。

### 【 か 】

- 風の道 都市気象を緩和するために、自然の風を活用するための空気の通り道のこと。冷涼で清浄な空気の流れは、市街地の温度上昇の抑制や大気の浄化機能が期待される。
- 環境影響評価 環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発事業などの実施前に、事業者が事業の実施による環境への影響を調査、予測、評価し、事業計画に反映させて、環境の保全を図ること。
- 九都県市 首都圏の都県と政令指定都市の 9 自治体(埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市)の通称。
- 協働 多様な部門や組織が、同じ目標を目指して、それぞれの力を持ち寄り、対等の立場で協力してともに働くこと。
- 近郊緑地保全区域 首都圏近郊緑地保全法に基づき、近郊整備地帯内の良好な自然環境を形成している緑地で、住民の健全な生活環境の確保、公害・災害の防止等の目的で、国土交通大臣が指定する緑地。
- 近隣公園 都市公園法に基づく都市公園の一つで、主として近隣の居住者の利用を目的とする公園。1 箇所当たり 2ha を標準として設置する。
- 景観重要樹木 景観法に基づき、景観計画区域内の景観上重要な樹木について、市長が指定し、地域の個性ある景観づくりの核として、維持・保全・継承するもの。
- 景観法 都市、農山漁村などにおける良好な景観の形成を促進し、美しく風格のある国土の形成、うるおいのある豊かな生活環境の創造などの実現を図るため、景



---

観に関する基本理念、国や地方公共団体などの責務を定めるとともに、行為の規制や支援の仕組みなどを定めた法律。

- 広域公園 都市公園法に基づく都市公園の一つで、主として一つの市町村の区域を超える広域のレクリエーションに対応することを目的とする公園。1箇所当たり50ha以上を標準として設置する。
- コミュニティガーデン 地域の住民などが協力しながら緑化を図り、つくり出された地域の「庭」。公共空間や未利用地などを利用する。

## 【 さ 】

- 市街化区域 市街化区域は都市計画法に基づく都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域、および概ね10年以内に優先的・計画的に市街化を図る区域をいう。市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域をいう。
- 市街化調整区域
- 自然緑地 さいたま市みどりの条例に基づき、良好な自然環境を有する樹林地、水辺地など、一定の条件に該当する緑地を保全するために市長が指定するもの。自然緑地は公開する緑地である。
- 指定管理者制度 公の施設の管理について、地方公共団体の指定を受けた「指定管理者」が管理を行う制度。
- 市民緑地 都市緑地法に基づき、地方公共団体などと緑地の所有者が契約を交わして借り受け、一定の期間に市民に開放する緑地。
- 住区基幹公園 安全で快適かつ健康的な生活環境およびレクリエーション・休養のためのスペースを確保し、住民の日常的で身近な利用に供するために設置される基幹的な公園。その機能から街区公園・近隣公園・地区公園に区分される。
- 生産緑地地区 生産緑地法に基づき、市街化区域内の保全する農地として指定されたもの。
- 生物多様性 すべての生物(陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかんを問わない。)の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む。
- 総合公園 都市公園法に基づく都市公園の一つで、都市住民全般の休息、観賞、散策、遊戯、運動など総合的に利用することを目的とする公園。都市規模に応じ、1箇所当たり10～50haを標準として設置する。

## 【 た 】

- 体験農園 もぎ取り、オーナー制農園、市民農園などの農園を利用した、作物栽培などの農作業を体験するための農園のこと。
- 地区計画制度 地区の特性を活かした良好な環境の整備や保全を目的として、都市計画法に基づき、その地区の道路、公園、広場などの公共施設や居住環境、まちなみ景観などについて、住民の考えを取り入れながら、まちづくりを進める制度。
- 地産地消 「地域で生産された農産物を地域で消費する」さらに「地域で必要とする農産物は地域で生産する」という意味で使われている言葉。

●超高齢社会	65歳以上の高齢者の占める割合が全人口の21%を超えた社会のこと。また、65歳以上の高齢者の占める割合が全人口の7%を超えた社会は「高齢化社会」、14%を超えた社会は「高齢社会」と呼ばれる。
●調整池・調節池	洪水、雨水を一時的に貯留して、出水量が最大になるピーク時の流量を調節・調整する施設。河川のために設けられるものを「調節池」といい、雨水のために設けられるものを「調整池」という。
●低炭素社会	二酸化炭素の排出が少ない社会のこと。低炭素型社会、脱炭素社会ともいう。
●特別栽培農産物	農薬及び化学肥料の使用を県慣行基準の半分以下に減らして栽培された農産物で、県が認証するもの。
●特別緑地保全地区	都市緑地法に基づき、都市計画区域内の緑地のうち、風致や景観が優れているなど、一定の要件に該当する良好な自然的環境を形成している緑地について、それを保全するため、都道府県または市町村が都市計画に定める地区。
●都市基幹公園	都市を単位として、安全で快適かつ健康的な生活環境およびレクリエーション、休養のためのスペースを確保するために設けられる基幹的な公園。その機能から総合公園と運動公園に区分される。
●都市計画道路	都市計画法に定められた都市施設の一つで、都市計画決定された道路のこと。
●都市公園	都市公園法に基づき、地方公共団体または国が都市計画区域内に設置する公園または緑地のこと。
●都市緑地法	良好な都市環境の形成を図るために、緑地の保全および緑化の推進に関し必要な事項を定めた法律。

## 【 な 】

●認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づく制度。経営改善を図ろうとする農業者が自ら農業経営改善計画を作成・申請し、〔1〕市町村の基本構想に照らして適切であり、〔2〕その計画の達成される見込みが確実で、〔3〕農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切である、との基準に適合する農業者として、市町村から認定を受けた者。
●ネットワーク	あるものを構成している要素のつながり、または連結されている状態をいう。
●ネーミングライツ	施設などに企業名・ブランド名を付与する権利。「施設命名権」とも呼ばれる。

## 【 は 】

●PDCAサイクル	業務のプロセスの効率的な管理手法の一つで、計画(Plan)→実行(Do)→評価(Check)→改善(Action)という4段階の活動を繰り返し行なうことで、継続的にプロセスを改善していく手法。
●ヒートアイランド現象	都市活動に伴うエネルギー廃熱やコンクリートなどの地表面の状態などによって、都市内の温度が郊外と比べて高くなる現象。
●風致地区	都市計画法に基づき、都市における自然のおもむきなどを維持するために指

---

定する地域地区。

●保存樹木

都市の健全な環境の維持と向上を図るため、特に健全に生育した樹木について、(公財)さいたま市公園緑地協会が指定するもの。

---

【 や 】

●ユニバーサルデザイン

道具や施設などについて、年齢・性別・障害の有無を超えて、すべての人が自由に活動し、生活できるようにすることを基本としたデザインを考えること。

---

【 ら 】

●緑化地域

用途地域内において特に緑化の推進を図るべき区域について、都市計画に定める地域地区。緑化地域においては、大規模な敷地を有する施設の建設に対して緑化率が規制される。

●緑道

災害時における避難路の確保、都市生活の安全性・快適性の確保を図ることを目的として、植樹帯や歩行者路などを主体とする都市公園。また、さいたま市では、都市公園に準じる緑道も整備・管理している。

---

**さいたま市緑の基本計画  
後期アクションプラン**

.....

平成27年3月

**さいたま市都市局都市計画部みどり推進課**

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6 丁目 4 番 4 号

TEL : 048-829-1423 FAX : 048-829-1979

e-mail : [midori-suishin@city.saitama.lg.jp](mailto:midori-suishin@city.saitama.lg.jp)

